

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日)

目次

◇告 示 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの

国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの

土地区画整理事業の終了の認可

◇公安規則 風俗営業等取締法施行条例施行規則の一部を改正する規則

告 示

鳥取県告示第八百九十四号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康

保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する法令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年十月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名 医療法人同愛会 博愛病院	所 在 地 米子市西三柳一八八〇番地	申出の受理の年月日 昭和五十年十月一日
たむら薬局	鳥取市西町三丁目三一	"

鳥取県告示第八百九十五号

国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年十月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名 医療法人同愛会 博愛病院	所 在 地 米子市西三柳一八八〇番地	申出の都道府県名 全国	申出の受理の年月日 昭和五十年十月一日
広島耳鼻咽喉科医院	米子市東倉吉町七五番地	"	"

鳥取県告示第八百九十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年十月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

登録の記号及び番号	氏 名	登録の年月日
鳥国薬第 三二三号	田 村 恭 子	昭和五十年九月二十三日
鳥国医第二、〇〇九号	松 本 行 雄	〃 八月二十九日

鳥取県告示第八百九十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第十三条第一項の規定に基づき、高松団地土地区画整理事業の終了を認可したので、同法同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年十月十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

鳥取県住宅供給公社

二 事業施行期間

三 施行地区

昭和四十八年七月六日から昭和五十年三月三十一日まで

第一工区

境港市新屋町字阿弥陀原及び字堀ノ内の各一部並びに高松町字山西、字紺屋町及び字藪田の各一部

第二工区

境港市新屋町字阿弥陀原、字堀ノ内及び字堀ノ内の各一部、高松町字山西、字紺屋町及び字藪田の各一部並びに竹内町字藪田野地の一部

四 土地区画整理事業の名称

高松団地土地区画整理事業

五 施行認可の年月日

昭和四十八年七月二日

六 終了認可の年月日

昭和五十年十月九日

公安委員会規則

風俗営業等取締法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年十月十四日

鳥取県公安委員会委員長 手 嶋 義 之

鳥取県公安委員会規則第八号

風俗営業等取締法施行条例施行規則の一部を改正する規則

風俗営業等取締法施行条例施行規則（昭和四十一年一月鳥取県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表中「別表」を「別表（第十一条関係）」に、

射 的	一 回 に つ き 五 十 円 以 下
--------	--

を

射 的	玉 一 個 に つ き 十 五 円 以 下
--------	---

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。